

この会則の記載内容について相違ないことを証明します。

会長住所：

会長氏名：

印西市立船穂中学校サポート会 会則

第1章 総則

(名称と所在地)

第1条 この会は、印西市立船穂中学校サポート会（以下、「船サポ」という。）とし、所在地を次の住所に置く。

千葉県 印西市 高花 1丁目3番地

(目的)

第2条 この会は、会員相互の理解を深め、互いに協力して生徒の健全な成長と幸せの為、教育環境の整備、福祉の向上に努めることを目的とする。

(活動)

第3条 この会は、前条の目的達成のために、次の活動を行う。

- (1) よい保護者、よい教師になるように努める。
- (2) 家庭と学校との緊密な協力と連携、信頼によって、生徒の生活を指導する。
- (3) 学校および地域社会の環境の整備をはかる。
- (4) 学校の行事に進んで参加し、支援協力する。
- (5) その他必要と認める事項。

(方針)

第4条 この会は、教育を本旨とする自主的民主団体として、つぎの方針に従って活動する。

- (1) 生徒、青少年教育ならびに福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。
- (2) 特定の政党や宗教にかたよることなく、また、もっぱら営利を目的とするような行為は行わない。
- (3) この会または、この役員名で、公私の選挙の候補を推薦しない。

第2章 会員

(正会員)

第5条 本校に在籍する生徒の保護者、および本校に勤務する教職員をもって正会員とする。

(賛助会員)

第6条 正会員以外で、学区内に居住または勤務する者、もしくは事業所・団体で、この会の趣旨に賛同するものを賛助会員とする。

第3章 会 計

(財源)

第7条 この会の経費は、会費（名称を「船サボ費」とする。）、寄付金およびその他の収入によって支弁される。

-2 会費は一家庭年5,000円とする。

(予算)

第8条 この会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

-2 会計内規は別に定める。

(決算)

第9条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

(会計年度)

第10条 この会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 役 員

第11条 この会に、次の役員をおく。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 4名（教頭1名を含む）
- (3) 書 記 3名（教務主任1名を含む）
- (4) 会 計 2名（名簿①が通帳管理する）

(役員の選出)

第12条 役員は、すべて正会員の中から選考委員会で候補を選出し総会の承認を得て決定する。

(役員の任期)

第13条 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(役員の任務)

第14条 会長はつぎの任務を行う。

- (1) この会を代表し、会務を統括する。

第15条 副会長はつぎの任務を行う。

- (1) 会長を補佐し、会長に事故あるときは、その任務を代行する。

第16条 書記はつぎの任務を行う。

- (1) 総会、企画運営委員会の議事、ならびにこの会の活動に関する重要事項を記録する。
- (2) 記録、通信、その他の書類を整理保管する。
- (3) 会長の指示に従って、この会の事務に従事する。

第17条 会計はつぎの任務を行う。

- (1) 総会で議決された予算に基づいて、いっさいの会計事務を処理する。
- (2) 定期総会において、会計監査を経た決算報告をする。
- (3) この会の財源を管理する。
- (4) 予算の立案について協力する。

第5章 会計監査

第18条 この会に、会計監査を2名おく。

(選出ならびに任期)

第19条 役員の選出ならびに任期に準じる。

(任務)

第20条 会計監査は必要に応じ会計監査をし、その結果を総会に報告する。

第6章 機関

(機関の種類)

第21条 この会に、つぎの機関をおく。

- (1) 総会
- (2) 企画運営委員会
- (3) 専門委員会
- (4) 学年・学級委員会
- (5) 選考委員会

(1) 総会

第22条 総会は全会員をもって構成され、この会の最高議決機関である。

第23条 総会は定期総会と臨時総会とする。

- 2 定期総会は年度当初に会長が招集し開催する。
- 3 臨時総会は企画運営委員会が必要と認めたとき、または会員の過半数の要求があったとき、会長が招集する。

(総会の議決事項)

第24条 総会はずぎの事項を決める。

- (1) 会則の制定、改廃
- (2) 役員および会計監査の承認
- (3) 活動報告と決算に関すること
- (4) 活動計画と予算に関すること
- (5) その他この会の目的達成に必要なこと

(総会の成立要件と議決)

第 25 条 総会は会員の 4 分の 1 以上の出席で成立する。但し、委任状を認める。

- 2 総会の議事及びすべての決議事項は出席者の過半数をもって議決とする。

(2) 企画運営委員会

第 26 条 企画運営委員会はこの会の執行機関であるとともに総会につぐ議決機関である。

(企画運営委員会の構成)

第 27 条 企画運営委員会はつぎの構成による。

- (1) 役員
- (2) 校長
- (3) 専門委員会委員長
- (4) 学年委員長
- (5) その他役員全員が必要と認めるもの

(企画運営委員会の任務)

第 28 条 企画運営委員会はつぎの任務を行う。

- (1) 総会の議決に基づく会務を執行する。
- (2) 緊急会務を処理する。
- (3) 総会に提出する議案を決議する。
- (4) 会則に反しない限りにおいて細則を定め、会員に報告する。
- (5) この会の活動を企画し、年間計画を立てる。
- (6) 各委員会の意見を総合調整する。
- (7) この会の計画に基づく諸活動を評価して、つぎの企画の資料とする。

(企画運営委員会の招集)

第 29 条 企画運営委員会は会長が必要と認めたとき、または構成員の 4 分の 1 の要求があったとき会長が招集する。

(企画運営委員会の成立条件と議決)

第 30 条 企画運営委員会は構成員の 3 分の 1 以上の出席で成立する。但し、委任状を認める。

- 2 企画運営委員会の決議事項は出席者の過半数をもって議決とする。

(3) 専門委員会

第 31 条 この会の活動に必要な事項について調査、研究、立案および実施のために専門委員会をおく。

- 2 専門委員会について必要なことは細則で定める。

(4) 学年・学級委員会

第 32 条 学年委員会は同一学年の保護者と教職員により構成され、学年活動などについて話し合い実施する。また、学級委員会は学級ごとにつくり、その学級に属する生徒の保護者と教職員により構成される。

- 2 学級委員会は学級生徒の幸福な成長と、学級の向上を目的とし運営される。
- 3 学級委員会は互選により委員長 1 名、副委員長 2 名を選出し、学級委員とする。
- 4 学級委員の中から、互選により学年委員長 1 名、副委員長 2 名を選出する。

(5) 選考委員会

第 33 条 選考委員会は各学級から 1 名選出し、互選により委員長 1 名、副委員長 1 名を選出する。

- 2 選考委員会は自薦・他薦による推薦者を把握し、役員・会計監査の選考にあたる。
- 3 選考の仕方については、選考委員に一任する。
- 4 選出した候補者について総会の承認を得る。

第 7 章 雑 則

(顧問)

第 34 条 この会に顧問をおくことができる。

第 8 章 附 則

(創設日)

1. この会の創設日は、昭和 22 年 8 月 16 日とする。

昭和 61 年 4 月 26 日改正、当日より施行する。

平成 4 年 4 月 25 日改正、当日より施行する。

平成 6 年 4 月 23 日改正、当日より施行する。

平成 8 年 4 月 20 日改正、当日より施行する。

平成 9 年 4 月 26 日改正、当日より施行する。

平成 10 年 5 月 2 日改正、当日より施行する。

平成 12 年 5 月 6 日改正、当日より施行する。

平成 13 年 5 月 1 日改正、当日より施行する。

平成 19 年 3 月 10 日改正、当日より施行する。

平成 21 年 4 月 25 日改正、当日より施行する。

平成 31 年 4 月 17 日改正、当日より施行する。

令和 4 年 4 月 20 日改正、当日より施行する。

令和 5 年 4 月 28 日改正、当日より施行する。

令和 5年 4月28日名称変更，船穂中PTAから船穂中サポート会とする。

令和 7年 5月2日改正、当日より施行する。

専門委員会細則

(趣旨)

第1条 この細則は、印西市立船穂中学校船サポ会則第31条2項の規定により、専門委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門委員会の種類)

第2条 専門委員会は、常置委員会と臨時委員会とする。

(常置委員会)

第3条 常置委員会につぎの委員会をおく。

(1) 校外指導委員会

(2) 研修委員会

~~(3) 広報委員会~~

(4) 環境整備委員会

-2 (1)～(4)の委員は各学級より必要数の定員が選出され、その任にあたる。

-3 各委員会は互選により委員長1名、副委員長1名を選び、会長に報告する。

-4 委員の任期は1年とする。但し、再任は妨げない。

-5 委員は役員や他の委員を兼ねないものとする。

(1) 校外指導委員会

第4条 校外指導委員会は、校外における生徒の安全・安心を確保する為の活動、また生徒の健全育成の為の指導をすることを目的とする。

第5条 前条の目的達成のため、つぎの活動を行う。

(1) 校外祭事等における生徒の見守り

(2) 下校中および家庭生活における生徒の交通安全パトロール

(3) その他必要な事項

(2) 研修委員会

第6条 研修委員会は、生徒および会員が情緒を育み、創造的な知的好奇心、道徳的な意識および価値観を学ぶ機会を立案し、提供することを目的とする。

第7条 前条の目的達成のため、つぎの活動を行う。

(1) 企画のための調査・研究・情報収集

(2) 講演会、研修会、芸術鑑賞会等を企画実施

(3) その他必要な事項

~~(3) 広報委員会~~

~~第8条 広報委員会は、会員が船サポ活動への理解を深め興味や参加意識を持つよう情報の収集及び伝達を行い、また必要に応じ地域社会ならびに諸機関・諸団体に対し広報活動を行うことを目的とする。~~

~~第9条 前条の目的達成のため、つぎの活動を行う。~~

~~（１）船サポ新聞を発行~~

~~（２）その他必要な事項~~

（４）環境整備委員会

第 10 条 環境整備委員会は、校地校舎の整備、美化に努め、生徒ののびやかな成長の為の豊かな環境作りを目的とする。

第 11 条 前条の目的達成のため、つぎの活動を行う。

（１）庭木、花壇の整備

（２）校舎の手入れ

（３）その他必要な事項

（臨時委員会）

第 12 条 臨時委員会は必要に応じてもうけ、その任務を終了したとき解散する。

（臨時委員会委員の委嘱）

第 13 条 臨時委員会委員は、企画運営委員会の推薦により会長が委嘱する。

＜慶弔規定について＞

教職員に対する給付

結婚祝い 5,000円

出産祝い 5,000円

弔意 5,000円

※会員および配偶者、子、同居の祖父母、実父母

病気お見舞い 3,000円

※1ヶ月以上の入院

保護者に対する給付

弔意 5,000円

※会員および配偶者、生徒

規定にない特別の場合は、会長・副会長で協議して決める。

部活動に対する給付

交通費 5,000円

※全国大会に出場した場合に、個人・団体共に一律5千円とする。

＜会計内規＞

この会計内規は、印西市立船穂中学校サポート会 会則第8条の2の規定により、会計に関し必要な事項を定めるものとする。

(1) 会費は、年度始めに一括徴収とする。

(2) 中途入退会に伴う会費の徴収および返金は、つぎのようにする。

中途入会：入会月を含む年度末3月までの月数 × 420円

中途退会：退会の翌月から年度末3月までの月数 × 410円

(3) 活動に伴う交通費の支給は、つぎのようにする。

①印西市内……………対象外

②市外県内……………車1台につき500円

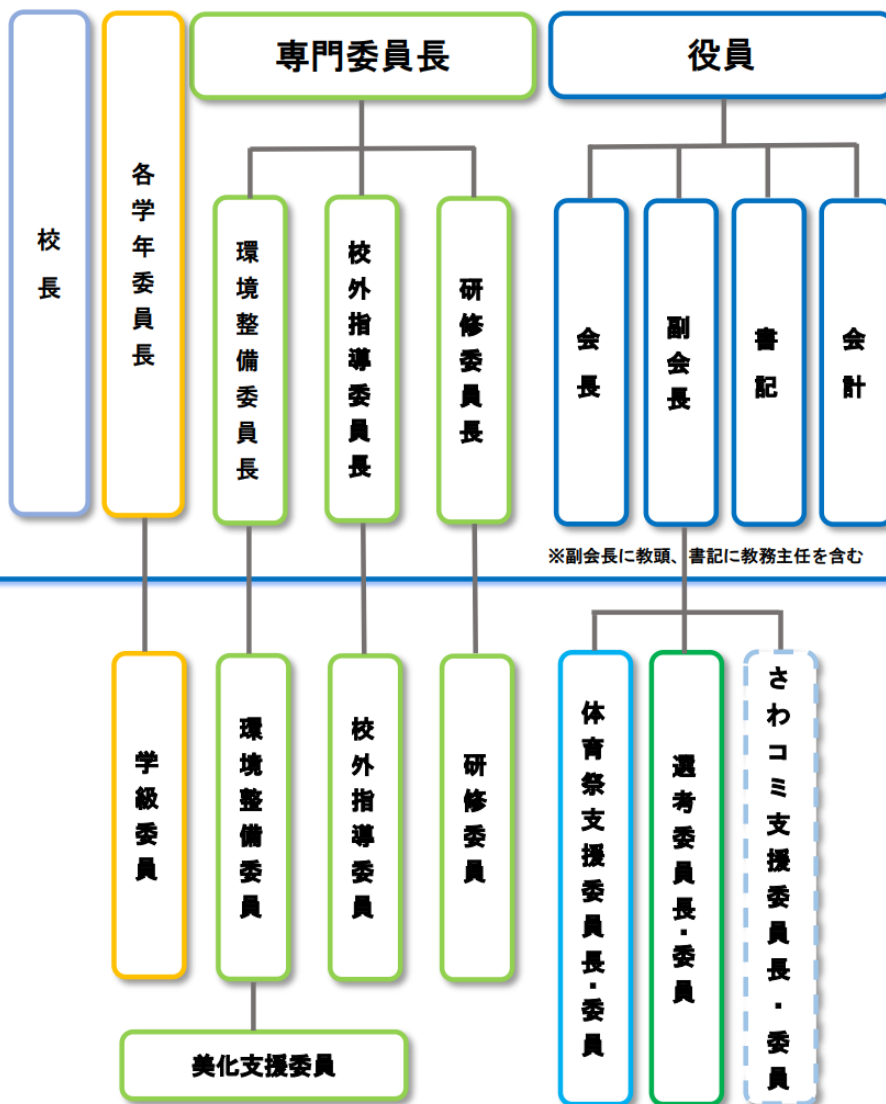
③県外……………電車賃または、実費

※算出は、各専門委員会はその会の予算から、本部は対外活動費からとする。

(4) 会の通帳及びキャッシュカード・印鑑等は役員2名が管理し、入出金の際は必ず通帳記入をする。

(5) 内規の変更は、企画運営委員会で協議して決める。

企画運営委員会



常置

適宜設置可